

日 時	平成19年2月26日(月) 14:00~15:00		
会 場	北館4階 教育委員会室		
出席者	副委員長 土井 勉 委 員 小牧 富雄・山本 由美子・亀山 昌也・大嶋 三郎 久保崎 進・那須 悦子・木村 嘉孝・豊田 徳治郎 脇 保仁・角 洋介・石丸 理明・木戸 一善 定雪 満・橋元 正己・浅原 友美 事務局 池村技監・佐田都市計画担当部長・徳満都市計画担当次長 野々上都市計画課主査・吉泉都市計画課係員 浅田保健福祉部総務担当次長・谷崎道路課長・林公園緑地課長 株式会社パスコ 大橋・田中		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
	< 非公開・部分公開とした場合の理由 >		
傍聴者数	3 人		

1 議題

- (1) 芦屋市交通バリアフリー基本構想素案について
- (2) 国道43号精道交差点について
- (3) その他

2 内容

上記の議題について説明を行い、以下の点について質疑を行ないました。

[主な質疑]

副委員長 : 皆さん、こんにちは。委員長がご都合によりご欠席ということで、ピンチヒッターで議事を進めさせていただきます。ご協力をよろしくお願い致します。

今年の冬は大変暖かくて地球温暖化ですが、このバリアフリーの話と少し密接している分野になりますが、公共交通ですね、例えば、自動車を出るだけ公共交通に転換することによって、二酸化炭素の排出量を押さえる事が出来ます。出来るだけ公共交通を利用して頂きたいなと思っている次第です。公共交通を利用しやすくするためには、バリアフリーは欠かすことは出来ません。今回の委員会の役割は非常に大きいと考えています。

最初に芦屋市交通バリアフリー基本構想素案についてということで、ア市民意見の募集についてと書いていますが、これについて事務局からご説明して頂きます。

(1) 芦屋市交通バリアフリー基本構想素案について（事務局説明）

副委員長：ありがとうございます。ただいまご説明して頂きました素案の修正点，市民意見募集の内容について，ご意見はございませんか。

特に無いようですが，最後にでもご意見があれば言って頂ければ結構です。次の議題に進めさせて頂きます。次の議題は，国道43号精道交差点についてです。これについて事務局からご説明して頂きます。

(2) 国道43号精道交差点について（事務局説明）

副委員長：ありがとうございました。ただいまご説明して頂きました内容について，補足的な説明がございましたらお願いできますか。

委員：先ほど事務局から話がありましたように，第4回の委員会を終えて，芦屋市と私共で若干の意見交換，お話をさせて頂きました。本日，事務局からご提案いただいた内容が，私共の考えを考慮して頂いています。芦屋歩道橋については，生活関連経路の必要性を検討していきましょうという表現にしています。この「必要性を検討」というのはどのような意味かについてもお話をさせて頂きます。

この委員会が引き続きあるかどうか存じていませんが，仮にこの委員会が解散してもせっかくのこのような機会ですから，地元の皆さんと国で引き続き意見交換をさせて頂きたいという事で，引き続き検討という思いです。

昨年11月に2回ほど現地で利用者のコメントを頂きました。現状で不都合がないという意見があったことは事実ですが，サンプル数も少ないため，この意見が全て皆さんの意見かどうか疑問に思っています。これまでの4回の会でお話させて頂いた私共の考えもそのような意味では100%自信はありません。もっと現地調査を引き続きやるべきじゃないか，あわせて皆さんの意見と私共の考えを交換させて頂きながら，何か形あるものにまとめることが出来ないかなという思いで，引き続き検討させて頂きたいと，芦屋市とお話させて頂きました。

本日提案させて頂いている文言ですが，「必要性を検討」についての私共の考えとして，時間の関係で今まではお話出来なかったのですが，実は2点ほどあります。そのうちの1点は，私共の国の事業は，事業の優先度が一つの大きなキーワードになります。事業の優先度というのは何かと言いますと，毎年々々，限られた予算の中で，緊急性のあるものから，必要性，理由，根拠のあるものから実施していくといった事が基本的な考えです。

例えば悪いかもしれませんが，国道43号の芦屋市内だけを私共が管轄していれば，皆さんの思いを出来る限り聞いてやらせて頂きたい。それでなにも不都合はない。しかし，兵庫国道事務所は，尼崎市から神戸市に至るまでの国道43号を所掌しています。毎年々々，苦情等も含めてですが私共の事務所に700件，800件という要望があります。この700件，800件に対して全て回答出来るような仕事をしておかないと，なぜ私達はここを要望しているのに実施出来なくて，あそこでは実施出来るので

すか、と問われた時に答えに躊躇してしまうといった事が1つあります。芦屋歩道橋についてどうあるべきかが、まだ私自身も確信が持てません。そのような中で、これまで市民を代表する皆様のご意見を重々頂きましたし、皆さんの思いも重々理解しています。では、どのような順番で整備をしていくかというのが、道路行政の課題というか、当面ぶちあたる壁です。そのような壁を乗り越えてやっていくには、それなりの私共の自信というか、「なるほどそうですね」という所がないとなかなか一步を踏み出せないという現実があります。

蛇足になりますが、私共の事務所が管轄している地方部の国道に175号があります。これは明石市から丹波市に至る国道です。神戸市内、三木小野バイパス等は基本的に4車線で整備を進めていますが、西脇市以北は2車線のままです。国道43号とは比べものにならない大型車交通量、自動車交通量ですが、両側に歩道が整備されていません。そのような状況の中で、そこしか通る所がないので、学童がランドセルを背負って通学しています。そのような所はやはり歩道をつける必要があります。数の議論ではなく、子供を守るという意味での歩道整備、通学路指定に基づく歩道整備は非常に重要だと認識しています。そのような所は、兵庫国道管内でも淡路島内の28号など多々あります。そのような所と今回のバリアフリーとを考えた時に、将来望ましい横断歩道橋のバリアフリーの姿というのは、エレベーターが必要です。これは基本です。ただし、整備の時期や必要性をいま一度考えたい。私は、芦屋歩道橋のバリアフリー化が将来的に必要と重々認識していますが、それ以上に必要な事が現実的にまだまだあります。そのような事が、道路行政の内輪の議論としてあります。

ただし、だからといって、175号の歩道整備だけを優先的に進めるのではなくて、43号の芦屋歩道橋についても、これだけ皆様のご意見があるということを重々踏まえた中で、私共は如何に位置づけて整備していきけるかを考えていかなければなりません。引き続き、皆さんと意見交換させて頂きたい、議論をさせて頂きたいという意味で事務局と調整させて頂いたのが本日の提案の内容です。これが一点目です。

2点目は、これまでの4回の委員会で作づく感じたのが、十分に議論させて頂けていません。そのように思ったところです。正直、芦屋歩道橋について具体的に議論させて頂いたのは、第3回の30分と第4回の30分、その程度だと思います。まだまだ皆さんの意見を重々聞かせて頂いていないし、私共の考えもお話させて頂けていません。非常に時間がなかったと正直思っています。これだけ異なった意見があれば、当然そこは議論を深めていくべきです。そのような意味で、多数決で最後整理をするとか、そのようなものではなく、引き続き議論をしていきたい。審議会であれば、半数以上で結論という話になるかもしれませんが、委員会ですから、相反した意見があれば、さらに引き続き議論していくというのが本来の姿だと思います。

最後に一言だけですが、皆様のご意見を重々聞かせて頂いて、引き続き皆さんと議論、意見交換をさせて頂きませんか。不適切な例えがあったかもしれませんが、以上の2点が正直な思いです。皆様のご意見等については、私共は自信を持って否定していませんし、否定は出来ません。た

だし、その根拠もまだ不十分だと思いますし、私共がこれまでお話をさせて頂いた内容もまだ不十分です。引き続き意見交換、議論をさせて頂きたいと考えています。

副委員長：ありがとうございます。精道交差点について、第3回、第4回と随分色々とお話がありましたが、私自身が感じたのは、論点があまり明確になっていなくてお互いすれ違っていたので、深く話しを進めていくことでかなり論点が明確になってきたのではないかと感じます。何も多数決で決めるとかではなくて、どうしても決められないものについては、今回の提案のように生活関連経路の設定の必要性を検討する道路という位置づけですね。バリアフリー上は重要な位置づけにはあるけど、どのような形で整備をしていくかについては、引き続き皆さんと一緒に検討していくという事を明記しています。兵庫国道事務所も芦屋市もこれで方向性を見出して、最終的には市民が使いやすく、安全なものを目指していくという事については、変わりはないと思います。そのような方向を目指していくための第一歩をここで確認したいということなので、これについてご意見はございませんか。

委員：これでよいと思います。この間より説明も良く分かりました。精道交差点ばかりに時間を費やしていたら、全体のバリアフリーがお留守になってしまう。

委員：今後はどのような形で検討するお考えですか。

副委員長：バリアフリーについては継続的改善というのがあると思いますが、この件については、出来るだけ集中的に議論をするほうがよいと思うので、その辺りを含めて芦屋市と兵庫国道事務所で検討して頂いて、ふさわしい形でご提案して頂き引き続き検討をして頂く、そのような感じですよ。

委員：例えば、勝手な思いかもかもしれませんが、芦屋市がまとめ役になって頂いて、まとめ役といっても場所は市の会議室等で地元の皆さんに参加して頂いて、勉強会とか意見交換会とか、会という言葉をつけると堅苦しくなってしまうかもしれませんが、そのような日常にお話が出来れば良いと思っています

ちなみに報告ですが、芦屋市役所から郵便局までの国道43号の北側の歩道については、ボトルネックになっている部分がありますので、既に芦屋歩道橋を改良する案については私共で絵を書き始めました。芦屋歩道橋（そのものの改善）とは必要性の温度差がありますので、こちらについては、対外的にも十分に説明出来る重要度を持っていますので早々に実施したいと考えています。そのような所は早速とりかかっています。絵が出来上がった段階で市とも相談し、皆さんにも見て頂いて、議論をさせて頂ければと考えています。

副委員長：他にご意見はございませんか。

委員：今日、委員から説明して頂いて、主旨は良く分かりました。それで結構だと思いますが、要するに必要性というお話がありましたね。我々は、バリアフリー化を進めるのにあたって、特に芦屋歩道橋については色々問題があると、それを改善していくためにランクをつけて、このような要望を出したと理解しています。それに対して、今日のお答えでは、それもよく分かっていると、しかし43号の歩道橋については自分達ももう少し

研究したいし、市民の要望として他にどのようなものがあるかも知りたい。そのような事を色々と検討して、バリアフリー化という一つの大きな目標に向かって進めて行くための話し合いを続けて行きたいという主旨とお聞きしました。それはよく分かります。その通りだと思います。お互いに極端な事を言えば、我々は必要である、早急に改善が必要だと。だけど、そちら側の立場になると、ちょっと待てよと、利用数も少ないなど色々あると思います。それをもう少し詰めて、その上で必要となれば早速に手を打ちましょうというご提案と思います。それはよく分かりました。そのように進めて頂いたら結構と思いますが、ズルズル話し合いを続けるのも困りますので、一応の目途というものを、例えば2年までとか、それまでには両者がおさまる形で出来るものは出来る、出来ないものは出来ないという結論を出していかないと、話し合いを続けていくだけでは困ります。期限を決めた中で議論を進めて、善し悪しをはっきりしたいという事であれば、私は結構と思います。

委員：私もそう思います。3年、4年議論して、意見交換してもそれは単なる時間を長く使うだけであって、少なくとも半年か1年ぐらいの目標期限を定めて、その中で検討していきましようというのは私共も同じ意見です。

副委員長：時期を決めるという話は大事な事です。これは兵庫国道事務所だけではなくて、芦屋市のほうも、基本構想の中で事業化については、黒丸か白丸かではっきりしていますが、この検討についても、あまり時間を置かずにして頂きたい。

例えば話を言わせてもらおうと、エレベーターを設置するといった話になるような気もしますので、エレベーターの設置について、例えば、どの程度の交差点で設置事例があるとか、きちんと話が出る材料ですね、お互い情報を持ち合った上で議論をしないと、どうしても論点がずれてしまうと思います。お互い平場で話が出るだけの材料を揃えることも事前にやって頂いて、継続的な審議をお願いします。

委員：先ほど委員が優先順位の話をされましたね。確かに優先順位からいけば、恐らく芦屋歩道橋は、管理されている国道の中で下のほうになると思います。しかし我々は、芦屋市交通バリアフリーの基本構想の案をつくるために皆さんと話し合いをしています。国の優先順位がこうだからという風に言われると、道路行政の優先順位で物事を考えられると絶対出来ないじゃないですか。確かに通学路は優先順位が上位になると思います。子供が危ないところは早く直してやらないといけないというのは分かりますが、精道交差点の話し合いというのは、そのような話と全然違います。芦屋のバリアフリーをどうするかを皆さんで話し合いをしています。道路行政の優先順位で片付けられたら、この話し合いは進まないと思います。発想を変えて頂きたい。

委員：毎年度の予算の中で、歩道設置をしなければならない、交差点改良もしなければならない、バリアフリーもしなければならないので、優先順位をつけてやっていきましようというのが基本ですが、優先順位を上げるために芦屋歩道橋については引き続き意見交換、議論させて頂きたいということです。要は必要性をもっと整理しましよう、させて頂きたいという、必要性さえ整理出来れば優先順位はトップになります。優先順位が低い

ら出来ませんではありません。優先順位を上げるためにいま一度、現況の課題と必要性等を含めて整理させて頂きたい。芦屋歩道橋を整備するために、必要性について引き続き議論させて頂きたいという事です。

委員： 必要性について皆さんで話し合いをすれば優先順位が上がるという事ですね。今のままでは優先順位はこの程度だと。

委員： 私自身もまだ必要というまでには至っていません。ただ否定するまでも至っていません。非常に少ないサンプルで提案させて頂いているので、私共の意見もまだ100%ではないと思っています。必要性について引き続き議論させて頂きたいという事です。

副委員長： 他にご意見、ご質問等はございませんか。皆さんよろしいですか。この件につきましては、事務局の提案のとおり決めさせて頂きます。手続き的には、これについても市民の意見募集を行うということですね。

事務局： 市の手続きとしまして、このような構想を定める時に市民意見募集を実施しています。今回の提案分につきましては、来週の早々から意見募集を実施します。通常は1ヶ月間の期間をとりますが、今回は非常に限定した内容ですので、その旨をお断りして2週間の期間で募集したいと考えています。

副委員長： この審議は終わりですが、傍聴の方、ご意見があれば1分程度でお願いします。

芦屋住民の会： 私は芦屋歩道橋の傍に住んでいます。先週の金曜日、先生2人が幼稚園児が保育園児を20人引率していました。引率なさっている方が2人ずつ1組にして手を繋いで芦屋川のほうから芦屋歩道橋の階段を上がられて、私は南の方へ行かれるのかなと思いましたが、今度はスロープを渡って東側へ降りて行かれました。これは何故かを考えて欲しいのです。やはり支柱が大きい、子供にとって交差点を渡るのが危険と先生は心配されています。これは行政として考えなければいけない事と思います。

南側に芦屋ホールが出来ています。ものすごい人が来ます。お葬式といえば老人や家族連れが多い。そのような方が西へ降りようと思っても降りることが出来ず、一旦東に降りて県道を渡っています。歩道橋が完全なものであるかどうかについては、階段は傘をさして、荷物を持っていたら2人も通れないという状態です。市民は50年辛抱しています。利用されている方は、7年前は5%でした。この間、国土交通省に調べて頂いたら20%になっていました。これは我々が運動して、電灯をつけてもらい、照明をつけてもらい、綺麗にしてもらい、振動を少なくしてもらった効果が出てきています。それから南側の人口が増えています。そのような中で、いま真剣に考えなければいけない時だと思います。事故が起こってからでは遅い。その先生は、南に渡るのではなくて、西から東へ渡る県道のあの狭さでも交通の危険性を感じています。我々が考えないといけない事はすごく大事な事です。

副委員長： どうもありがとうございます。今のお話も継続的な検討の中に生かして頂けたらと思います。用意された議題は以上です。

委員： 基本構想素案のP88、その他の事業ということで、心のバリアフリーの推進が記載されています。特に、精神障がいの分野は理解されていないので、皆さんに理解して頂くことから始まると思います。昨年8月に日

本で初めてのインターネット新聞，オーマイニュース（Ohmy News）というのが発刊されました。これは鳥越俊太郎が編集していますが，ご縁がありまして連載を頼まれたので私が書いたものです。インターネットですから，双方向で瞬時に意見が出ます。内容については今のところ，これは間違っているという指摘は受けておりません。それから，芦屋メンタルサポートセンターは保健福祉部の絶大なご支援を頂きまして，新しい法律の自立支援法に基づく地域活動支援センター型になりました。阪神間で第1号です。このセンターの1番の目的，役割が普及・啓発です。特に，精神保健福祉分野の正しい知識を一般の方々に分かって頂く事を第1の目標としています。その一環として，皆さんに資料（精神障害者の実像）を提出させて頂きました。私の経験から言いますと，この分野に理解の少ない方はインテリの男性です。ご存知無い方が多いので是非，見て頂きたい。出来れば，周りの方々にも回して頂ければありがたいと思っています。

以 上